がぜ かいごをくししじつむしゃようせいしせつ つうしんかてい がくそく 「あいの風 介護福祉士実務者養成施設(通信課程)」 学則

「学前」とは、研修を受ける人が守らなければならないルールのことです。
この学則にはあいの風の実務者研修を受けるときのルールが書いてあります。とても大切なことが書いてありますので、実務者研修に申し込む前に、必ず読んでください。
(黒い字で書いてある内容がわかりにくい場合は、赤い字の内容を読んでください。)

せっちもくてき (設置目的)

第1条 「あいの風 介護福祉士実務者養成施設 (通信課程)」(以下「本施設」という。)は、 要介護高齢者及び障害者の自立支援に資するケアを実践する介護福祉士の養成をめ ざし、本施設が実施する介護福祉士実務者研修 (以下「本研修」という。)を通して、 受講者の介護福祉士資格取得の支援をすることとし、もって地域包括ケアの推進に *寄与することを目的とする。

この研修の目的は、介護が必要なお年寄りの方や障害がある方に対してできる酸りご自分の意思や力で生活ができるようにサポートする介護福祉士を目指し、介護福祉士の試験を受ける人などのために必要な研修をすることです。そして、受講者のみなさんに必要な知識や技術を身に付けてもらう(勉強して覚えてもらう)ことです。

(名称)

第2条 本施設の名称は、「あいの風 介護福祉士実務者養成施設(通信課程)」という。 この研修の名称(名前)は、「あいの風 介護福祉士実務者養成施設(通信課程)」という。 です。

(位置)

- 第3条 本施設は、「富山県高岡市野村1548-1 看護・介護人材協同組合」に置くものとする。 この施設は、「富山県高岡市野村1548-1 看護・介護人材協同組合」に置くものとする。

(修業年限)

第4条 本施設の修業年限は6ヶ月以上とする。ただし、介護職員初任者研修、訪問介護員 がいこしょくいんしょう ほうもんかいこいん がいこしょくいん 意職員初任者研修、訪問介護員 がいこしょくいん 意 そけんしゅう きゅう 研修1級、訪問介護員研修2級、介護職員基礎研修のいずれかを修了してい ばあい かげついじょう る場合は3ヶ月以上とする。

> この研修の期間は、6ヶ月以上です。ただし、介護職員初任者研修、訪問介護員研修 きゅう ほうもんかいごいんけんしゅう きゅう かいごしょくいんまではんしゅう はうもんかいごいんけんしゅう きゅう かいごしょくいんまではんしゅう しかく も ひと かげっ 1級、訪問介護員研修2級、介護職員基礎研修の資格を持っている人は3ヶ月いじょう 以上です。

(入所定員及び学級数)

だい じょう にゅうしょていいん がっきゅう ていいん かい がっきゅうすう がっきゅう 第5条 入所定員は、1学級の定員を20名、学級数は6学級とする。

この研修の人数は、1クラス20人まで、最大で6クラスまであります。

(養成課程及び履修方法)

第6条 養成課程の種類は通信課程とし、下記のいずれかの履修方法を選択する。ただし、途中で履修方法を変更することはできない。

この研修の方法は家で自分で勉強して宿題を出したり、研修場所に集まって勉強する方法です。家での勉強方法は下から選んでください。ただし、途中で勉強方法を変更することはできません。

- (2) 印刷教材による授業 (紙に答えを書いて郵便で送る方法)

 「記付された教材に沿って自己学習し、宗された学習課題に対するレポートの提出
 及び面接授業その他適切な方法により行う。
 渡されたテキストを読んで自分で勉強し、課題の答えを紙に書いて郵便で送ってもら

りしゅうめんじょ (履修免除)

第7条 請問介護員 1 級 又は 2 級 課程、介護職員 初任者 研修及び介護職員 基礎研修課程を修了している者については、「実務者 研修における「他研修等の修了認定」の $\frac{t}{2}$ を修了している者については、「実務者 研修における「他研修等の修了認定」の $\frac{t}{2}$ の $\frac{t}{2}$

請問介護員 1 級 又は 2 級 課程、介護職員 初任者 研修及 び介護職員 基礎 研修課程 の資格を持っている人は、「実務者 研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成 2 3 年 1 1 月 4 日社援基発 1 1 0 4 第 1 号厚生 労働省 社会・援護局 をは上ませた。 に基づき、別表に定めるところにより、一部免除科目(勉強をしなくてもいい科目)があります。

(学年、学期及び休業日)

第8条 $06月1日\sim11月30日$ (高岡会場)、 $26月1日\sim11月30日$ (小矢部会場)、

- 36月1日 \sim 11月30日(富山会場)、47月1日 \sim 12月31日(富山会場)、
- ① 高岡の会場を選んだ人は6月1日~11月30日、②小矢部の会場を選んだ人は6月1日~11月30日、②小矢部の会場を選んだ人は6月1日~11月30日、②小矢部の会場を選んだ人は6月1日~11月30日、②富山の会場を選んだ人は6月1日~11月30日、②富山の会場を選んだ人は6月1日~11月30日、②富山の会場を選んだ人は7月1日~12月31日、⑤魚津の会場を選んだ人は7月1日~12月31日、⑥高岡の会場を選んだ人(資格を持っている人だけ、選べます)9月1日~11月30日が研修に必要な期間となります。研修が休みの日は次のとおりです。
- ー 夏季休業 (夏休み) 8月14日~8月16日
- 二 年末年始 休 業 (年末年始の休み) 12月30日~1月2日

(入所時期)

(入所資格)

第10条 入所資格は、本施設の面接授業を受講可能な範囲に居住する者であって、介護福祉士の資格取得を自指すものとする。

この研修を受講する(受ける)ことができる人は、研修会場へ通える範囲に住んでいる人で、介護福祉士の試験を受けるために、実務者研修を受講したい人です。

(入所者の選考)

第11条 入所の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められるものにつき入所決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

この研修は、受講申込書を提出してくれた人の中から、前条の要件を満たしていると認められた人が受講することができます。ただし、1クラスあたり20人の申込がきた時点で、そのクラスの申込受付は終了します。

(入所手続)

第12条 入所手続きは、本施設が定める受講申込書に、本人であることを証明できる書類 (免許証の写等)及び介護に関する研修(訪問介護員1級又は2級課程、介護 職員初任者研修及び介護職員基礎研修課程に限る。)を修了している場合は できる事職 です。 またいんしょにんしゃけんしゅうおよ かいごしょくいんき そけんしゅうかてい かぎ 職員 初任者研修及び介護職員基礎研修課程に限る。)を修了している場合は で 了 証明書の写しを添付して行うものとする。

研修を受講するための手続きは、あいの風実務者研修の受講申込書と、本人であることを証明できる書類 (免許証や健康保険証など)のコピーを一緒に提出してください。訪問が護員1級、2級課程、介護職員基礎研修ができる。 まゅうかている人は、その資格の修了証明書のコピーも提出してください。

(退学、休学及び復学)

- 第13条 退学しようとする者は、退学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。 が作を途中でやめるときは、「退学願」という書類を提出して、あいの風の許可を もらわなければなりません。
 - 2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を ができる。 継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を 提出し、本施設の許可を得るものとする。

受講者 (研修を受ける人) が病気や仕事先の業務の事情など、どうしようもできない理由で、途中で研修を受講することが難しくなってしまった (長い間、研修を検討して、連由をよくわかるように説明した「休学願」という書類を提出して、許可をもらわなければなりません。

3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

休んでいた人が、休んだ後でまた研修を受講したいときは、「復学願」という書類 を提出して、許可をもらわなければなりません。

ざいせききげん (在籍期限)

- 第14条 在籍期限は原則として1年度以内(年度内の3月31日まで)とする。ただし、やむを得ない場合については手続きの上、2年までとする。
 - 研修を受講することができる期間は原則として1年度以内(年度内の3月31日まで)です。ただし、病気や仕事先の業務の事情など、どうしようもできない理由がある場合には、手続きをすれば最大2年まで受講することができます。
 - 2 年度をまたいで在籍する場合は、事務手数料として 2,000円 (税込) 申し受ける。 年度内の 3月31日までにすべての研修を終えることができず、4月1日を過ぎてもまだ研修を続けたい場合は、事務手数料として 2,000円支払ってもらいます。

がくしゅう ひょうかおよ かていしゅうりょう にんてい (学習の評価及び課程修了の認定)

この研修の学習の評価は、それぞれの科目ごとに国が決めた到達目標(勉強してどれだけ理解できたか)を確認し、目標を達成できていないとわかった場合は、もう一度課題に挑戦してもらって評価をします。

(1) e ラーニングのシステムによる授業

パソコンやスマートフォンを使って課題をする勉強方法

からがらしゅうかだい ひょうか 名学習課題の評価は、70%以上を合格とする。70%未満の場合は、再度学習 かだい ちょうせん がくしゅうかだい 課題に挑戦 (学習課題は、ランダムに提示される) し、合格するまではその学習 課題は 修 了とならない。

それぞれの学習課題の評価は、テスト問題の70%以上の正解で合格となります。70%以上正解できなかった場合は、もう一度学習課題に挑戦してもらいます。その時のテスト問題はランダムで出題されます。合格することができるまで、何回でも挑戦してもらいます。

(2) 印刷教材による授業

がない かんだい しょうにうほうほう 紙に書かれた問題を解いて課題をする勉強方法

各学習課題のレポートの評価は、各100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。本でうかく 9点以下を不合格とする。本でうかく でレポートの提出を繰り返す。ただし、レポートの再提出に関する郵送代等は受講者の負担とする。

それぞれの学習課題の評価は、それぞれの科目のテストで100点を満点として、 60点以上正解できれば合格です。59点より少ない点数の場合は不合格なります。 不合格だった場合は、もう一度学習課題に挑戦してもらい、合格することができるまで、何回でも挑戦して課題を提出してもらいます。ただし、レポート(テスト問題)を再提出するために必要な郵送代などはご自分で準備して支払ってください。

2 介護過程及び生活支援技術については、介護過程Ⅲにおける面接授業を通して

□ がいこかています。
□ が表現
□ がは、
□ が表現
□ における
□ を
□ がようか
□ がはうか
□ がはうが
□ がはうが
□ がはらが
□ がはらが

かいごかてい せいかっしえんぎじゅつ かもく 介護過程と生活支援技術の科目については、「介護過程Ⅲ」という面接授業(研修 かいじょう あつ 会場に集まってみんなで勉強すること)を通して評価します。

3 面接授業の場合において、授業開始から15分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第17条に規定する補講を受講しなければならない。なお、あんせつじゅぎょうをが、第17条に規定する補講を受講しなければならない。なお、あんせつじゅぎょうをが、第17条に規定する補講を受講しなければならない。なお、あんせつじゅぎょうがいというという。 なお、なお、あんせつじゅぎょうがい まんしゅう しょていかいすう みいじょう しゅっせき たっ いりょうてき ひとりょうにんてい 者及び医療的ケアの演習の所定回数を満たしてない者は、りしゅうにんてい 優修認定しないものとする。

面接授業 (研修会場に集まってみんなで勉強すること) の場合、授業が始まってから15分以上遅れてきた場合はお休みとして扱います。また、どうしようもできない理由で講義をお休みしたい場合は、「欠席届 (お休みをする理由を書くま類)」を提出してください。お休みした場合は、別の日に必ず補講を受けてください。面接授業を3分の2以上出席 (講義に行くこと) ができなかった人、医療的ケアの実技演習の決められた回数をできなかった人は、研修に合格することができません。

- 4 本研修の総合的な修得度の評価は、介護過程Ⅲにおいて特づっこととし、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。この研修の全体的に勉強できたかどうかの評価は、介護過程Ⅲにおいて判断します。合格するための目標をクリアしていない場合は、もう一度課題に挑戦してもらいクリアできたかどうか確認します。
- 5 本施設を修了した者には、修了証明書を交付する。 あいの風実務者研修を修了する(最後まで勉強して、試験に合格する)ために 必要な勉強が全部終わった人は、「修了証明書」がもらえます。
- 6 修了証明書(実務者研修 試験センター提出用修了証明書、見込証明書含む)の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行を行うことができる。ただし、再発行手数料として、1枚につき3,000円(税込、レターパックライト郵送代込)を申し受けるものとする。改姓など受講者都合による修了証の再発行についても、同様の扱いとする。

修了証明書や介護福祉士の試験を受けるために提出する修了証明書、見込証明書などをなくしてしまったり汚してしまったりした場合は、あいの風に言ってもらえれば、再発行(もう一度印刷して新しいものをお渡し)することができます。ただし、再発行するためには手数料として1枚につき3,000円支払ってもらう必要があります。再発行した修了証明書はレターパックという郵便で送るので、その分のお金も3,000円の中に含まれています。名字が変わったなどご自分の都合で修了証を新しく発行してほしい時も同じようにお金がかかります。

(受講料)

第16条 本施設の受講料は、第7条及び第12条に規定する受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次の通りとする。

あいの風実務者研修の受講料(研修を受けるために必要なお金)は、介護に関する資格を持っているか持っていないかで変わります。

- 一 既研修未受講者
 100,000円 (税込、テキスト代等を含む、以下同じ。)
 無資格の人 (何も資格を持っていない人) (テキスト代も含まれた値段。以下同じ。)
- 二 訪問介護員2級課程 80,000円

ホームヘルパー2一級の資格を持っている人

三 介護職員初任者研修 80,000円 は 10 によにんしゃけんしゅう 80,000円 など 初任者研修の資格を持っている人

四 訪問介護員1級課程 50,000円 ホームヘルパー1級の資格を持っている人

2 在留外国人である受講者においては、読み方(ルビ)付きの教材の使用、英語教師による補助、翻訳ツールの使用のため、次の通りとする。

外国人受講生の人で、ふりがな付きの教材や英語教師のサポート、翻訳機を使っているいろなサポートを受けながら勉強をしたい人は、次の値段になります。

- 一 既研修未受講者
 130,000円 (税込、テキスト代等を含む、以下同じ。)
 無資格の人 (何も資格を持っていない人) (テキスト代も含まれた値段。以下同じ。)
- 二 訪問介護員 2 級 課程 110,000円 ホームヘルパー 2 級 の資格を持っている人
- 三 介護職員初任者研修 110,000円 初任者研修の資格を持っている人
- 四 訪問介護員 1 級 課程 80,000円 ホームヘルパー 1 級 の資格を持っている人
- 五 介護職員基礎研修課程 60,000円 かいごしょくいんきをけんしゅうかてい 60,000円 介護職員基礎研修の資格を持っている人

ただし、第6条における通信課程の履修方法については、e = ---がによる授養 は読み方 (ルビ) 付きの対応ができないため印刷 教材による授業のみ選択できる。

ただし、第6条における通信課程の履修方法については、eラーニングによる を対し、第6条における通信課程の履修方法については、eラーニングによる 勉強方法はふりがな付きの対応ができないので、印刷教材による勉強方法のみ選 ぶことができます。 3 納入された受講料は、原則として返還しない。ただし、開講前の辞退申し出については、次に言載する返還額に応じて返還するものとする。その際の振込手数料は、受講予定者負担とする。

支払いがすでに終わった受講料(研修を受けるために必要なお金)は、原則として返金しません。ただし、開講前に辞めたいと言った場合については、次の表に書いてある返金額に応じてお金を返します。ただし、返金するときに必要な振込手数料などを引いた金額を返金します。

で ない もう で ひ	~んかんがく 返 還額
(辞めたいと言った日)	へんきん (返金する額)
がらきゅう きだ じゅこうもうしこみしゅきりび それぞれの学級ごとに定められた受講申込締切日まで	じゅこうりょう ぜんがく 受講料の全額
(クラスごとに決められた受講申 込締切日まで)	(受講料全部)
ではこうもうしこみしめきりでよくじつ かいこうふつかまえ 受講申込締切日翌日から開講2日前まで	でゅこうりょう はんがく 受講料の半額
(受講申込締切日の次の日から開講する2日前まで)	(受講料の半分)
開講前日以降	なし
(開講する1日前以降のキャンセル)	へんきん (返金できません)

4 「あいの風 介護福祉士実務者養成施設 (通信課程)」オリジナル割引を行うこともある。

「あいの風 介護福祉士実務者養成施設 (通信課程)」独自の割引をすることもあります。

(補講)

だい じょう めんせつじゅぎょう けっせき ばあい ゆうりょう ほこう じゅこう じかい けんしゅう とうがいじゅぎょう 第17条 面接授業を欠席した場合は、有料にて補講を受講するか、次回の研修で当該授業 を受講することにより修了する。

がなっといっています。 はんしゅうかいじょう かっ なってみんなで勉強すること)をお休みした場合は、ゆうりょう しょちんってもらった受講料とは別にお金をしまれってもらう)でお休みした分の授業を受けるか、別の会場で行われる同じ授業を受けることで、合格したこととします。

2 有料にて補講を受講する場合は、1講義 (1時間) 2,000円 (税込) とする。 有料にて補講を受講する場合は、1講義 (1時間) 2,000円 (税込) とする。 有料 (支払ってもらった受講料 とは別にお金を支払ってもらう)でお休みした分の授業を受ける場合は、1時間につき 2,000円支払ってもらいます。

(教職員の組織)

だい じょう ほんしせつ しせっちょう きょうむしゅにん せんにんきょういん かいごかてい たんとうきょういん いりょうてき たんとう 第18条 本施設に、施設長、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当 まょういんおよ たひつよう きょうしょくいん じょうしょくいん 教員及びその他必要な教職員、事務職員をおく。

あいの風には、あいの風の施設の管理者、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員 (介護の先生:介護福祉士)、医療的ケア担当教員 (看護の先生:看護師)、その他 にも研修のために必要な職員、事務を担当する職員がいます。 しょうばつ (賞罰)

- 第19条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。 受講者が学則に違反するような行動やルールを持ることができないとき、受講者として良くないことをした場合は、あいの風が受講者を注意したり、研修を中止したり、受講者に「研修をやめてください」と言うかもしれません。
 - ー 学習意欲が著しく欠け、修うの見込みがないと認められる者 をはなっという気持ちがなく、研修に合格することができないだろうと思われる人。
 - 二 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者 はかしゅう まも はか じゅこうせい めいわく 研修のルールを守らなかったり、他の受講生に迷惑をかけたりする人、また、学生としてしなければならないことをしない人。

(情報開示)

第20条 以下の情報開示に関する事項についてはホームページ(www.ainokaze.ne. jp)にて開示。

以下の情報についてはあいの風のホームページに書いてあります。

- 1 設置者に関する情報
 - 一 設置者の法人種別、名 称並びに主たる事務所の所在地及び連絡先
 - 二法人の代表者氏名
 - 三 実務者養成施設等以外の実施事業
 - 四 財務諸表
- 2 実務者養成施設等に関する情報
 - ー 実務者養成施設等の名 称、住所及び連絡先
 - 二 実務者養成施設等の代表者の氏名
 - でつむしゃようせいしせっとう かいせつねんがっぴ 三 実務者養成施設等の開設年月日
 - 四 学則等
 - 五 実務者養成施設等の研修施設、図書室(蔵書数を含む。)等の設備の概要
- 3 養成課程に関する情報
 - ー 養成課程のスケジュール (期間、日程、時間数)
 - 二 定員
 - 三 入所までの流れ (募集、申込、資料請求先)
 - 四 費用
 - 五 科目ごとのシラバス
 - たいとうきょういんから しゃい りゃくれき ほゅうしかく 教員数、科目ごとの担当教員名(教員の氏名、略歴、保有資格)
 - 七使用する教材
 - へううしかかてい 通信課程における面接授業の実施地域
- 4 実績に関する情報
 - 一 卒業者の延べ人数

- 5 その他の情報
 - た にゅうしょしゃまた にゅうしょきぼうしゃ せんたく し じょうほう 一 その他、入所者又は入所希望者の選択に資する情報

(最小催行人数)

第21条 この講座の最少催行人数は10名とし、それ以下の場合は原則中止とする。この場合の受講料は、全額返還する。ただし、最少催行人数に満たない場合でも、面接授業が別コースとの合同実施可能と判断した場合は開講することがある。この研修の1クラスあたりの人数が10人より少ない場合は研修自体を辞める場合があります。もし、研修を辞める場合、支払ってもらった受講料は全部お返しします。ただし、10人より少ない場合でも、面接授業(研修会場に集まってみんなで勉強をする)が別のクラスの人たちと一緒にみんな合わせてできる場合は、研修をすることもあります。

(その他の事項)

第22条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、施設長が別にそれを 定める。

この学則に書いていない内容で、必要があると認められるときは、施設長が別にその学則を決めることができます。

(附則)

がくそく れいわがんねん がつついたち しこう この学則は、令和元年6月1日から施行する。

この学則は、令和元年6月1日から効果があります。